

特許権	判決年月日	令和3年3月11日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10075号		
○ 発明の名称を「包装体及び包装体の製造方法」とする発明に係る特許権（特許第6436439号）について，進歩性が認められないとして特許を取り消した異議決定が取り消された事例				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6436439号

(審決) 異議2019-700452号

判 決 要 旨

1 相違点1について

(1) 相違点1は，次のとおりである。

本件発明2は，「上記非熱収縮性フィルムは，ポリエステル系フィルムにヒートシール層を積層したものであり，厚さが8 μ m以上30 μ m以下であり，150℃の熱風中で30分間熱収縮させたときの長手方向の収縮率が5%以下，幅方向の収縮率が4%以下である」のに対して，甲1（特開2001-10663号公報）に記載された発明（以下，「甲1発明」という。）は，非熱収縮性フィルムが具体的に特定されていない点。

(2) 甲1の記載によると，甲1発明において，非熱収縮性フィルムを，「厚さが8 μ m以上30 μ m以下であり，150℃の熱風中で30分間収縮させたときの長手方向の収縮率が5%であり，幅方向の収縮率が4%以下」とすることは，当業者が設計上適宜なし得たことであると認められる。

(3) 甲1には，非熱収縮フィルムとして，ポリエステル，ポリプロピリン，ポリアミドが記載されているから，甲1発明において，非熱収縮フィルムをポリエステル系フィルムにすることは，当業者が容易に想到することができるものである。

(4)ア 甲2（実願昭58-71513号〔実開昭59-176074号〕のマイクロフィルム）には，熱収縮性合成樹脂フィルムがポリプロピレンとされたとき，非熱収縮性樹脂フィルムの熱収縮性合成樹脂フィルムと接する部分をポリプロピレンとすると，両者は同材のポリプロピレンとされているので好適に熱着することが記載されているから，熱収縮性フィルムと非熱収縮性フィルムを接合するために，非熱収縮性フィルムの熱収縮性フィルムと接する側に，熱着するための層，すなわちヒートシール層を設けることが開示されている。

イ 乙1（特開2010-100331号公報）には，「異種の原反をシールする接着剤がポイント状に一定の間隔ごとに施された第1の帯体用原反の一方の側縁部と第2の帯体用原反の中心線に沿ったラインがポイント状に一定の間隔ごとに

ヒートシールされる」ことが開示されているところ、一定間隔ごとであっても、接着剤を重ねること、接着剤は、幅のあるライン状であることが認められるから、乙1には、熱収縮性フィルムと非熱収縮性フィルムを接合するために二つのフィルムの上にヒートシール層を設けることが開示されていると認められる。

ウ 甲2や乙1の上記記載によると、熱収縮性合成樹脂フィルムと非熱収縮性フィルムを接合するために、二つのフィルムの上にヒートシール層を積層することは、本件特許の出願前の周知技術であることが認められ、ヒートシール層を二つのフィルムのどちらに設けるかは二者択一の事項にすぎないと認められることを考え併せると、非熱収縮性フィルムにヒートシール層を設けることは、当業者が容易に想到することができたものである。

(5) よって、相違点1は、甲1発明から当業者が容易に発明をすることができたものである。

2 相違点2について

(1) 相違点2は、次のとおりである。

熱収縮性フィルムについて、本件発明2は、「熱収縮性ポリエステル系フィルム」であって、「ポリエステルの全構成ユニットを100モル%として、エチレンテレフタレートユニットを50モル%以上含み、エチレングリコール以外の多価アルコール由来のユニットとテレフタル酸以外の多価カルボン酸由来のユニットとの合計が10モル%以上であり、非晶質成分となりうるモノマーとして、ネオペンチルグリコール及び/又は1,4-シクロヘキサジメタノールが含まれたポリエステル系樹脂からなり、90℃の温水中で10秒間熱収縮させたときの長手方向の熱収縮率が10%以上60%以下であり、幅方向の収縮率が30%未満である」ののに対して、甲1発明は、熱収縮率は50% (at. 90℃熱水×10秒) ではあるものの、そのように具体的に特定されていない点

(2) 甲1発明及び甲3 (特開2009-143605号公報) に記載された事項は、共に、弁当包装体という技術分野に属するものであると認められる。

しかし、甲1発明は、熱収縮性チューブを使用した弁当包装体について、煩雑な加熱収縮の制御を実行することなく、包装時の容器の変形やチューブの歪みを防ぎ、また、店頭で、電子レンジによる再加熱をした際にも弁当容器の変形が生じることを防ぐことを課題とするものであるのに対し、甲3に記載された発明は、ラベルを構成する熱収縮性フィルムについて、主収縮方向である長手方向への収縮性が良好で、主収縮方向と直交する幅方向における機械的強度が高いのみならず、フィルムロールから直接ボトルの周囲に胴巻きした後熱収縮させた際の収縮仕上がり性が良好で、後加工時の作業性の良好なものとするとともに、引き裂き具合をよくすることを課題とするものである。

そして、上記課題を解決するために、甲1発明は、非熱収縮性フィルム(21)

と熱収縮性フィルム（２２）とでチューブ（２０）を形成し、熱収縮性フィルム（２２）の周方向幅はチューブ全周長の $1/2$ 以下である筒状体であり、熱収縮性フィルム（２２）の熱収縮により、弁当容器の外周長さにほぼ等しいチューブ周長に収縮して弁当容器に締着されてなるものとしたのに対し、甲３に記載された発明の熱収縮性フィルムは、「包装袋において、熱収縮性フィルムとして熱収縮性ポリエステル系フィルムであって、ポリエステルの全構成ユニットを１００モル％として、エチレンテレフタレートユニットを６０モル％以上含み、エチレングリコール以外の多価アルコール由来のユニットとテレフタル酸以外の多価カルボン酸由来のユニットとの合計が１５モル％以上であり、非晶質成分となりうるモノマーとして、ネオペンチルグリコール及び／又は１，４－シクロヘキサジメタノールが含まれたポリエステル系樹脂」として、各数値を特定したものである。

これらのことからすると、甲１発明と甲３に記載された発明は、課題においてもその解決手段においても共通性は乏しいから、甲３に記載された事項を甲１発明に適用することが動機付けられているとは認められない。

したがって、甲１発明及び甲３に記載された事項に基づいて、相違点２に係る本件発明２の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであるとはいえない。

３ 相違点３について

(１) 相違点３は、次のとおりである。

環状フィルムについて、本件発明２は、「上記熱収縮性ポリエステル系フィルムの両端部と上記非熱収縮性フィルムの両端部とが蓋付容器の両側面で接続されて」いるのに対して、甲１発明は、熱収縮性フィルムと非熱収縮性フィルムの互いの両端部同士を熱接着しているが、弁当容器の両側面で接続しているか不明である点。

(２) 甲１には、「図２は、チューブ（２０）を、装着しようとする弁当（１０）に被嵌した状態を示している。同図は、チューブ（２０）を、熱収縮性フィルム（２２）が弁当容器の下面側に位置する向きに被せた例であるが、それに限定されず、容器の側面に向けてもよく、あるいは下面から側面にまたがるように被せてもよい。」と記載されているから、甲１発明において、熱収縮性フィルム（２２）を下面から側面にまたがるようにすることで、熱収縮性フィルム（２２）の両端部と非熱収縮性フィルム（２１）の両端部とが弁当容器の両側面で接続されるようにすることは、当業者が適宜なし得たことであるといえることができる。

したがって、甲１発明において、相違点３に係る本件発明２の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

以上